子どもの成長実態が出発点

学校から教育課程づくりをすすめよう

改訂学習指導要領の移行措置期間から1年が過ぎ、授業時間数増、道徳教育の強化、小学校高学年での外国語活動の導入、一方的に配付された補助教材などで、子ども先生もクタクタの状態が広がり、「改訂学習指導要領では、ますます教育困難が増大する」ことが、多くの教職員の実感となっています。

移行措置2年目にあたり、改訂学習指導要領のねらいを許さず、あらためて子どもの実態から出発した教育課程づくりを各学校・学級からすすめていきましょう。

小林　優
大教組書記長
にきく

楽しくわかりやすい内容へ

改訂学習指導要領は、学校を子どもの成長・発達を保障する場から、政府や財界にとっての従順な人づくりの場に変質させるため、細かく教育内容を定め、特定の「学力観」や「教育方法」を押しつけ、教育の自主性や創造性を奪うものとなっています。しかし、学習指導要領は、あくまでも教育課程の「大綱的な基準」であり、これを教育課程に代えることは出来ません。実際に教える教育内容や指導方法等については、各学校の教育課程編成権と教育の自主性が尊重されなければなりません。

子ども・学校・地域の実態に応じた教育課程づくりがすすめられるよう、教職員で話し合い、父母の意見も参考にしながら、子どもにとってためになる、楽しくわかりやすい内容への組み替え、精選などに取り組んでいきましょう。

私たちには、これまでの教育課程づくりの経験があります。

生かそう豊かな経験

1989年の改訂では、つめこみ教育や新学力観のおしつけを許さない取り組み、生活科の第2道徳化を許さない授業実践、選択教科拡大を許さない取り組みなどをすすめました。

1998年の改訂では、「総合的な学習の時間」を教科学習等の発展として捉え帯でとったり、まとめてとったりして実践したこと、選択単元のねらいを許さなかったこと、3割減になった教科内容を充実させたことなど、精力的に取り組みました。

若い教職員の方にとっては、学習指導要領改訂による教育課程づくりの初体験です。改訂学習指導要領に振り回されることなく、できるところから自前の教育課程づくりをすすめていきましょう。

小学校理科　内容を精選　教材は豊かに

鈴木豊久さん（大阪市・大道南小）

小学校では、今年度、移行措置2年目を迎えます。昨年度、理科では、今回復活したり新しく追加されたりした内容は実験器具や教科書補充教材などを十分に準備できないまま実施したこともあり、指導に手間がかかりました。指導時期が重なる5・6年の電磁石のところは5年が2学期に学習することで対応しました。

時間確保たいへん

今回の改訂で理科の授業時間数が増えたものの内容も増え、他教科との兼ね合いやインフルエンザ対策で時間割のやりくりが大変でした。ゆとりを持って教えるために時間確保に努めたいところです。

今年度は新課程につなげるように「ゆとり」時間に未習の学習内容を各学年に補充しなければなりませんが、系統的になっていなかったり、子どものレベルに合っていなかったりするところは大胆に組み替えるなど工夫も必要です。

教育課程の工夫を

間もなく新教科書見本の公開が始まることと思いますが現行教科書よりページ数や内容が増えた分、全部指導しなければと考えてしまうと教えきれないところがたくさん出てくるのではと懸念します。

教える内容は整理して（教材は豊かに）子どもの実態をふまえて各学校で教育課程を工夫していきたいと思います。

算数　子どもの発達を大切に

川上正寿さん（八尾・龍華小）

昨年度受け持った二年生でのこと。どの子も「かしこくなりたい」という願いいっぱいで授業を待ち望み、その願いを大事に授業づくりをと考えていたものの、二年生の四月の学習は「時計」。現行指導要領が「時こくをよむ」ことですが、指導書の配当時間は3時間。まだ九九を学んでいないので、よむだけは「分めもりを数える」か「5とびで数える」しかありません。

時間が足りない

三年生から降りてきた「補助教材」で、「時こくと時間」「1時間＝60分」「1日＝24時間」「正午（午後0時）」「午前・午後」「40分後の時こくは?」これらを2時間で指導するのです。

しかも、「時・間・午・前・後」の漢字は、国語（光村）ではほとんどが二年生の二学期以降に学びます。子どもたちの定着をはかろうとすれば、時間はいくらあっても足りません。

かけ算の学習が終わってから学べば、子どもたちがもう少し生活の中で「時刻や時間」を意識できてから学べば、子どもたちも楽しく学習ができるのに…と考え、四月には軽く扱い、定着は三学期にまわしました。その結果、四月につまずいていた子どもたちもなんとか理解できました。教育（教科）課程の編成は、こんなことから始まるのではないでしょうか。

分かる喜びを

教育の目的は、人格の完成です。子どもが分かる喜び・学ぶ楽しさを味わうために、教育（教科）課程づくりをすすめていかなくてはなりません。指導要領改訂・学力論争の今こそ、子どもの認識や発達に基づいた、子どもが主人公の教育課程を大いに論議していきたいものです。

大教組新委員長に　田中　康寛さん

大教組第179回臨時大会で、新委員長に選出された田中康寛さんにインタビューしました。（聞き手・情宣部）

●これまでの教育実践で大切にしてきたことは何ですか。

3つの中学校、20年間の実践の中で、三度の大きな「荒れ」を経験しました。その中で学んだことは、生徒を力で押さえこもうとしてもダメであって、非行や問題行動を克服する力は、「生徒たち自身の中にある」ということです。そこで生徒が主人公となる学校づくりへ、生徒会の再建、生徒の自治を育てる生徒会指導に力を入れてとりくんできました。

子どもの自治は育てるものであり、指導なしに育むことはできません。

●新委員長としての抱負をお聞かせください。

今、各職場では青年教職員がどんどんと増えてきています。この新しいエネルギーと結んで困難をのりこえながら、教育の新たな前進をぜひ作り出していきたいです。

Profile

プロフィール
- 高槻の市立中学校で理科教員を務める。
- 大教組中央執行委員、教文部長、書記次長、書記長などを歴任。

趣味
- 渓流つり・スキー

パワハラなくそう

府教委が防止指針を通知

あたたかい職場づくりを

府教委は3月30日、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（以下「指針」）を府立学校に通知。パワハラ防止を重点課題として要求し、職場からパワハラを生発してきた、大教組・府労組連のたたかいの重要な成果です。

市町村段階でも作成を

大教組は「指針」の作成にあたり、それがパワハラ防止に向けより実効性あるものとなるよう、府教委と折衝・交渉を強めてきました。とりわけ大教組は、パワハラにつながる言動例をより具体的に示すこと、パワハラかどうかの判断は、被害を受けた当事者の判断が重要であること」を「指針」に明示し、被害者が率直に相談に足を踏み出し、パワハラの未然防止、被害拡大を防ぐことにつなげることを求めてきました。また府教委は大教組との折衝のなかで、「指針」は、初任者研修など研修の場などにも適用される」「パワハラはケースによっては懲戒処分の対象」と回答しています。

役割は大切です。

パワー・ハラスメント言動例

■勤務時間外・職場外での言動例
- 休日に電話をして、平日の仕事の失敗を長時間責める。
- 私的な遊興のために、カラオケ店やゴルフ場への個人の車での送迎を強要する。

■人格や個人の尊厳を侵害する言動例
- 間違いをすると「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「役立たず、給料泥棒」などと暴言を吐く。謝っても許してくれず、むしろ「存在が目障りだ、お前が居るだけでみんなが迷惑している」などの暴言を吐き続ける。
- （業務上必要もないのに）「結婚指輪をはずせ」
- 出身校など、学歴をバカにする。
- 「バカかお前は」「無能だ」「役立たず」などの言辞を用いて執拗に攻撃する。
- 皆の前で起立させたまま、大声で叱責する。
- 合理性もないのに、理由も言わず提案や要望を握りつぶしたり、やり直しを何度も命じたりする。
- 故意に、ありもしない悪いうわさを言いふらし、職員間の信頼関係を損ねる。

■その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与える言動例
- 同僚への職務上の権限や職務上の立場のある人のパワー・ハラスメントが他の同僚の面前で行われたなら、他の同僚も「次は自分が標的になるのではないか…」と委縮する。（「指針」をもとに作成）

VOICE　青年部の要求実る

杉野　達也さん（茨木・畑田小）

期待に胸をふくらませて先生になった青年が、心ない言動で傷つけられ自信をなくしていくのは問題です。私たち茨木教組青年部の対市交渉で事例を出しながらパワハラの改善を求めました。今回の指針を、実態の改善やあたたかい職場づくりにつなげるため、組合の組織率を高めたいと思います。

川本　律子さん（南河内・藤沢台小）

全教女性部のアンケートでは、パワハラを受けたという人は12%以上いました。防止指針ができ、どういうことがハラスメントになるのかはっきりしたのはよいことだと思います。さらに、各職場に周知徹底され、第三者機関の相談窓口ができることを望みます。

第三者機関の相談窓口を

臨時教職員のみなさんへ

臨時講師や非常勤として働くみなさんの賃金や諸手当、保険や年金、休暇などの権利をコンパクトにまとめた1冊です

教員採用選考学習会　〝めざとも〟いよいよスタート

毎年の べ900人以上が参加

第1回　5月8日（土）
第2回　6月5日（土）
第3回　6月19日（土）
第4回　7月3日（土）

時間はいずれも、午後1時30分～
会場　府教育会館（たかつガーデン）
〈内容〉教職教養・一般教養の講義、面接練習、小論文講座など役立つ講座が満載
詳しくはチラシをご覧ください

過労自死は公務災害

3月29日大阪地方裁判所は、1998年に堺市立中学校の女性教諭が過労自死に至った事案を公務災害と認める画期的な判決を行いました。

97年当時、当該校では対教師暴力が4月から11月で20件発生。授業が成立しない状態がつづいていました。その中でも女性教諭は誠実に教育活動にとりくみましたが、精神的負担と長時間労働が重なってうつ病を発症し、休職中に自ら命を絶つ結果になりました。女性教諭の過労自死の背景にあるのは、教職員の長時間過密労働や「子どもの貧困」問題です。判決はこうした課題の解決への大きな一歩になるものです。

大教組は、堺教組らとともに地方公務員災害補償基金にたいし控訴断念の要請を行うとともに、教職員の命と健康を守るとりくみをいっそう強めます。

全国学テの中止へ世論強めよう

「全国学力調査」対策のための教育でいいのか？

抽出調査に変更された「全国学力調査」が4月20日実施され、「希望利用」校においても20日以降活用されます。また、2011年度より「府一斉学力調査」も企てられています。教育に「競争主義と序列化」を持ち込み、「学力調査」対策を通じて、教育全体を著しくゆがめる「全国学力調査」「府一斉学力調査」を許さない世論を強めましょう。

「学テ対策」が教育ゆがめる実態の数々…

- 「全国学力調査」の前月に、前年度の「全国学力調査」算数問題を練習させ、テスト対策をやらせていた小学校。
- 学校の平均点を上げるため、担任が知らない間に、支援学級の子どもが「全国学力調査」受験名簿から消されていた学校。
- 「総合的な学習の時間」に、府教委が作成したワークブック等の「学習指導ツール」を繰り返して、子どもにさせていた学校。

これらは、本末転倒した教育で、たとえ学校の平均点があがっても、子ども・父母から信頼を得ることはできません。今、教育と学校のあり方が問われています。

しました。昨年8月、橋下知事は「現状を放置してきた自治体の長は全員入れ替わる姿勢を示せ。責任の主体は誰なのか。徹底追及する」と市町村や学校に圧力をかけ、子どもと学校をいっそう競争にかりたて、教育を大きくゆがめています。

こうした大きな問題をもった「一斉学力調査」であったため、「全国一斉学力調査」は今年度より「抽出調査」に変更されました。

しかし、府教委は、「抽出校」が全くない市町が中学校で12市町、小学校で10市町ある状況をふまえ、2011年度から府独自の「一斉学力調査」を企てています。

そもそも子ども・父母・教員相互の信頼と合意によって成り立つ教育は、選挙で多数を得たことを根拠に、行政執行をすすめる政治行為とは、異なるものです。このような教育は、教育の自主性や学問の自由を侵すものと言えます。

「学力調査」の問題点を府民に広げ、全国学力調査」「府一斉学力調査」を許さない世論を強めていきましょう。

府教委は、橋下知事の圧力などにより、これまでの「全国一斉学力調査」の市町村別結果（一部除く）を公表